

経営者が知っておきたい 従業員退職金の相場と税務

資料作成： 税理士・行政書士 滝沢 淳

目次

■ 1. はじめに.....	1
■ 2. 従業員に支給する退職金の額.....	1
■ 3. 退職金の支払い資金.....	3
■ 4. 退職金にかかる税金.....	5
■ 5. 退職金の税務手続.....	5
■ 6. 退職金支給後のその他の税務手続.....	8
■ 7. 死亡退職.....	8
■ 8. おわりに.....	9

経営者が知っておきたい

従業員退職金制度の相場と税務

■ 1. はじめに

今回は、退職金の概要と基本的な事項について解説しました。しかし、いざ退職金を支払うことを考えると、金額はいくらにしたらよいか、どうやって決めたらよいか等、悩ましい問題が発生します。退職金については、金額について明確な基準があるわけではなく、地域、業種、規模など、あるいは会社ごとによっても異なります。

また、退職金を支給するにあたっては支払う資金の問題や、税金の手続きも必要になってきます。

今回は、退職金における具体的な金額についての若干の考察と、支給する際の税金上の手続き、そして、その支払準備の手法について解説したいと思います。

■ 2. 従業員に支給する退職金の額

退職金の算定の仕方は、会社の規模・勤続年数・業種・学歴・退職の事由などによって異なります。また近年、経済的な低迷を受け、新卒で入社して定年まで雇用され続ける終身雇用制度を見直す企業が増えると共に、即戦力となる中途採用者やパートタイム労働者の採用が増加しているなど、経営状況が目まぐるしく変化しています。そういった経営上の問題や、資金上の問題など様々な事情を考慮され退職金額およびその制度が決定されています。

そのため、退職金の相場と言っても難しいものがあります。一つの参考資料として、東京都労働相談情報センターが「中小企業の賃金・退職金事情（令和4年版）」（対象：従業員が10人～299人の都内中小企業、調査時点：令和4年7月31日）を公表しています。では、この調査結果におけるモデル退職金の調査結果をみてみましょう。モデル退職金とは、卒業後すぐに入社し、普通の実力と成績で勤務した場合の退職金水準となります。

表 1. モデル退職金（調査産業計）

学歴	勤続年数	年齢	自己都合退職		会社都合退職	
			支給金額 (千円)	支給月数 (月)	支給金額 (千円)	支給月数 (月)
高校卒	10	28	907	3.8	1,223	5.1
	15	33	1,705	6.5	2,148	8.2
	20	38	2,729	9.4	3,284	11.4
	25	43	3,971	12.4	4,656	14.6
	30	48	5,325	15.4	6,046	17.5
	定年		-	-	9,940	23.2
高専・短大卒	10	30	987	3.9	1,269	5.1
	15	35	1,837	6.5	2,274	8.1
	20	40	2,924	9.4	3,465	11.1
	25	45	4,230	12.3	4,935	14.3
	30	50	5,658	15.1	6,459	17.3
	定年		-	-	9,832	22.1
大学卒	10	32	1,121	4.1	1,498	5.4
	15	37	2,129	6.8	2,658	8.5
	20	42	3,431	9.8	4,147	11.8
	25	47	4,906	12.8	5,782	15.1
	30	52	6,536	15.8	7,542	18.3
	定年		-	-	10,918	22.8

出典：東京都産業局 中小企業の賃金・退職金事情（令和4年版）

上記表の支給月数は、モデル退職金の支給金額をモデル所定時間内賃金で除したものです。定年時の支給月数は、高校卒が23.2月、高専・短大卒22.1月、大学卒が22.8月となり、およそ23月が平均となっています。また、定年時の支給金額は、高校卒が9,940千円、高専・短大卒が9,832千円、大学卒が10,918千円となっています。前回調査を行った令和2年7月31日時点における定年時の支給月数は、高校卒が26.2月、高専・短大卒24.9月、大学卒が24.7月、全体の平均がおよそ25月であり、定年時の支給金額は、高校卒が10,314千円、高専・短大卒が10,260千円、大学卒が11,189千円であったため、この調査の数値比較では2年間で退職金は減少していることがうかがえます。

では、次に、モデル退職金について、業種別における定年時の支給金額と支給月数をみてみましょう。調査結果によると、金融業・保険業（大学卒）が最も多くなっています。しかし、令和2年の金融業・保険業（大学卒）の調査結果（支給金額：17,255千円、支給月数：42.8月）と比較すると、大きく減少しています。どの業種も全体的に退職支給額や支給月数は減少傾向にあるようです。

表 2 モデル退職金-業種別定年時の支給状況

業種	高校卒		高専・短大卒		大学卒	
	支給金額 (千円)	支給月数 (月)	支給金額 (千円)	支給月数 (月)	支給金額 (千円)	支給月数 (月)
建設業	11,334	25.8	11,427	24.8	12,203	25.7
製造業	9,996	26.7	10,309	25.6	10,685	24.6
情報通信業	9,418	23.1	9,161	22.5	11,929	26.6
運輸業・郵便業	11,428	32.5	10,651	29.1	13,323	31.7
卸売業・小売業	10,361	18.9	10,103	17.9	11,329	20.9
金融業・保険業	10,736	25.4	9,064	25.5	14,422	38.0
不動産業・物品賃貸業	5,136	13.1	7,394	18.5	10,128	22.2
学術研究・専門・技術サービス業	10,621	21.8	11,246	23.2	9,648	21.3
生活関連サービス業、娯楽業	7,169	17.6	6,926	16.8	8,469	18.9
教育、学習支援業 (学校教育を除く)	-	-	-	-	12,449	21.6
サービス業(他に分類されないもの)	9,958	27.7	8,153	24.4	9,044	15.5

出典：東京都産業局 中小企業の賃金・退職金事情（令和4年版）

この資料は東京都内の事業所に関する資料ですので、全国各地とでは地域差があるかと思えます。また先にも述べたように、退職金は地域、業種、規模はもちろん、それぞれの会社のそれぞれの事情によって異なります。しかし、退職金について調査資料は少ないため、一定の参考資料となりますので参照ください。

■ 3. 退職金の支払い資金

退職金は拠出額が大きいことから、例えば、同時期に従業員が大量に退職する場合などは、まとまった額の現預金が必要となり、企業は大きな負担となることが想定されます。そのため、退職金原資の計画的な積立てを検討する必要があります。

退職金の外部積立方式としては、前回で記述した①中小企業退職金共済、②特定退職金共済、③確定給付企業年金、④企業型確定拠出年金があります（詳細につきましては、前回をご参照ください。）。これらの掛金は、支出した金額の全額が一時的損金に算入されます。そのため、退職金支給時に一時的に資金を支出す

ることなく、計画的に資金支出を行うことができます。また、何より積み立て時に損金に算入されるため、前倒しで損金に計上することができます。

その他の外部積み立て方式として、生命保険を活用した退職金の準備があります。ここでは、法人向け生命保険について説明します。法人向け生命保険は、企業が従業員等を保険の対象として契約し、法人で保険料を支払い、満期保険金または解約返戻金を退職金原資にあてることが可能なものがあります。

その法人向け生命保険の一つに養老保険があります。養老保険は被保険者の死亡または生存を保険事故とする生命保険で、保険期間中に支払事由が発生しなければ満期保険金を受け取ることが可能です。

養老保険は、保険金の受取りを次の①～⑤の要件等を満たす契約形態とした場合に、支払った保険料のうち、1/2に相当する部分は「保険積立金」等として資産計上し、残りの1/2に相当する金額は、「支払保険料」等として期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。死亡保険金については、従業員の遺族が受け取ることになるため、その部分については福利厚生であると考えられるからです。したがって、実質的にお金を積み立てながら半分は損金に計上することができるため、税金的にもメリットがあるため「ハーフタックスプラン」と呼ばれたり、「福利厚生プラン」とも呼ばれています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 契約者：法人 ② 被保険者：役員または従業員（これらの者の親族を含む） ③ 死亡保険金の受取人：被保険者の遺族 ④ 満期保険金の受取人：法人 ⑤ 原則、全役員・全従業員が加入すること |
|---|

養老保険の保険期間は有限であるため、満期保険金を受け取る時期と役員または従業員の退職の時期を同時期に見積もって契約すると、従業員等が無事満期を迎えた場合に、満期保険金の受取り（益金）と退職金の支払い（損金）の相殺が可能になり、益金に見合う損金計上され、高額な税額や赤字のリスク等を軽減できます。さらに、従業員が在職中に死亡したときは、その従業員等の遺族に死亡保険金が支払われます。死亡保険金を退職手当金等とする旨の退職金規程等を設け、それに基づいて遺族に支給された場合は、退職手当金等として取り扱われます。

養老保険は、保険期間が満期になった場合には満期保険金を受け取れる保障と貯蓄性の面から、退職金の備えとして折り合いのいい生命保険といえるかもしれません。

但し、養老保険の解約返戻金（保険契約者が加入している生命保険を解約したときに保険契約者に払い戻されるお金）は満期に向かって返戻率が上がるため、早期に解約した場合は解約返戻金の額が低く、払込金額を大きく下回るリスクがあります。そのため、従業員が短期間で退職し、人の出入りが多い会社には向い

ていない場合もありますので注意が必要です。

また、長期的に資金を預けたままのような形になりますので、資金繰りや資金効率の面からも検討の上導入を検討する必要があります。

退職金の準備のための生命保険の加入は、保険の種類や解約のタイミング、会社のキャッシュフローの状況等を総合的に鑑みて検討してください。

■ 4. 退職金にかかる税金

ここでは、退職金の税額の算定方法について解説します（過去に役員であった者を除く）。退職金は、会社に対して長期間にわたり貢献したこと等に対する報償や給与の後払い的な意味合いを持った、一時に支給される給与です。そのため、所得税法上は退職金を退職所得という所得区分に分類し、通常の給与とは異なる税金の計算方法で税金を計算し、退職金に対する税負担を軽減しています。具体的には、退職手当等の収入金額から、勤続年数に応じた退職所得控除を差し引いた残額の1/2に所定の税率を乗じて計算する形になっています。また、他の所得とは合算されない計算方法である、分離課税方式となっており、特定の場合を除いて源泉徴収のみで所得税の課税関係を終了する制度になっており、改めての確定申告は基本的には不要となります。

改めて所得税法を見ると、退職所得とは退職手当・一時恩給その他一時に支給を受ける給与およびこれらの性質を有する給与に係る所得とされています。つまり、退職に起因して一時に支払われる給与で、退職しなければ支給されなかったもののことを言いますが、勤務したままで支給を受け、以降の勤続期間とは切り離し、このタイミングでこれまでの勤続期間に対する退職金を清算をするような、次に掲げる形の給与も退職所得とされています。

- ① 新規に退職給与規程を制定した場合や相当の理由により退職給与規程を改正した場合に、制定前または改正前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
- ② 役員になった際に、使用人であった勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
- ③ 定年後引き続き勤務する使用人に対し、定年までの勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
- ④ 役員の分掌変更等によりその職務内容・地位等が激変した者に対して、分掌変更等の以前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与

また、国民年金保険法・厚生年金保険法等による一時金、適格退職年金契約に基づく一時金で退職に起因して支給されるもの等は、原則として退職手当とみなされます。

■ 5. 退職金の税務手続

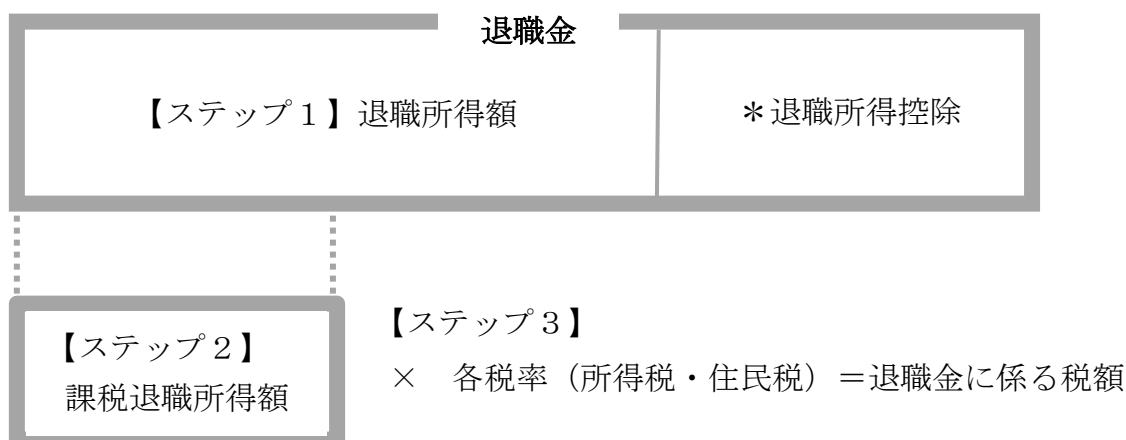
退職金を支給する際に会社が行う税務手続として、所得税（および復興特別所

得税)の源泉徴収と住民税の特別徴収を行う必要があります。この退職金から徴収する税額の計算方法を次に説明します。

退職者から事前に「退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)」の提出を受けているかどうかで異なりますのでその提出の有無の別に説明します。「退職所得の受給に関する申告書」は、国税庁のホームページよりダウンロードが可能です。

① 退職所得申告書の提出を受けている場合

退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合は、次の3つのステップで、徴収する所得税・住民税を計算します。



●【ステップ1】退職所得額の計算

退職所得額は、退職金支給額から、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除して算出します。控除する退職所得控除額は、[表3 退職所得控除額]を参考に、勤務年数に応じて算出してください。

表3 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤務年数 (80万円に満たない場合は、80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤務年数-20年)

*勤続期間に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げて勤続年数を計算します。

(例) 退職金が3,000万円で、勤続年数が30年10か月の場合  勤続年数は31年となります。

*退職所得控除額 800万円+70万円×(31年-20年) = 1,570万円

退職所得額は、退職金3,000万円-退職所得控除額1,570万円=1,430万円となります。

●【ステップ2】課税退職所得額の計算

令和3年の税制改正により、令和4年1月1日以降に支給される課税退職所得額の計算方法に変更がありました。勤続年数が5年以下である従業員の場合は、[A. 短期退職手当等の場合]を参考にしてください。それ以外の場合は、[B. 一般退職手当等]を基に算出ください。

A. 短期退職手当等の場合

短期退職手当等とは、勤続年数が5年以下である短期勤続年数の従業員に対する退職手当等です。

◇退職所得額（退職支給額－退職所得控除額）が300万円以下の場合
 課税退職所得額＝退職所得額×1/2

◇退職所得額が300万円超の場合
 課税退職所得額＝150万円＋（退職所得額－300万円）

B. 一般退職手当等の場合

課税退職所得額＝退職所得額×1/2

(例) 退職金が3,000万円 で、勤続年数が30年10 か月の場合		課税退職所得額は、退職所得 額1,430万円×1/2＝715万円 となります。
--	--	---

●【ステップ3】退職金に係る税額の計算

所得税と住民税は税率が異なりますので、それぞれ算出します。

A. 所得税

所得税は、【ステップ2】で算出した課税退職所得額を、[表4 退職所得の所得税の速算表]にあてはめて算出します。

(例) 退職金が3,000万円で、 勤続年数が30年10か月の 場合		所得税は、課税退職所得額 715万円×23%－63万6,000 円＝100万8,500円となりま す。
--	--	--

B. 住民税

住民税、【ステップ2】で算出した課税退職所得額に一律10%を乗じて算出します。

(例) 退職金が3,000万円 で、勤続年数が30年10 か月の場合		住民税は、課税退職所得額 715万円×10%＝71万5,000 円となります。
--	--	---

表4 退職所得の源泉徴収税額の速算表


課税退職所得金額(A)※	所得税率(B)	控除額(C)	税額＝((A)×(B)－(C))×102.1%
195万円以下	5%	0円	((A)×5%)×102.1%
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円	((A)×10%－97,500円)×102.1%
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円	((A)×20%－427,500円)×102.1%
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円	((A)×23%－636,000円)×102.1%
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A)×33%－1,536,000円)×102.1%

1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円	$((A) \times 40\% - 2,796,000円) \times 102.1\%$
4,000万円超	45%	4,796,000円	$((A) \times 45\% - 4,796,000円) \times 102.1\%$

※平成25年1月1日から令和19年12月31日までに支給を受ける退職所得については、所得税額に2.1%を乗じて計算した復興特別所得税が併せて課税されます。

② 退職所得申告書の提出を受けていない場合

退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けていない場合は、所得税および復興特別所得税は、一律20.42%源泉徴収します。住民税は、一律10%で計算します。

(例) 退職金が3,000万円で、 勤続年数が30年10か月の 場合		A. 所得税
		$3,000万円 \times 20.42\% = 612万円6千円$
		B. 住民税
		$3,000万円 \times 10\% = 300万円$

「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無に問わず、源泉徴収した所得税は、原則として、徴収した月の翌月10日までに納めなければなりません。但し、会社が納期の特例の承認を受けている場合は、1月～6月支払分は7月10日、7月～12月支払分は翌年の1月20日が納期限となります。納期限までに納付がない場合には延滞税や不納付加算税を負担しなければならないことがありますので注意してください。

特別徴収した住民税の納期限は翌月10日までの納期限となりますので、住民税の特別徴収義務者である会社は忘れずに手続きをしましょう。

■ 6. 退職金支給後のその他の税務手続

住民税の特別徴収義務者である会社は、退職する従業員が居住している市町村に「給与所得者異動届出書」を提出します。毎月の給与から差し引いている住民税のうち退職者の残りの分については、退職者自身が直接市町村に納めるか、もしくは、退職者が希望すれば会社が一括徴収をして納めるかの選択が可能です。退職者の住民税を特別徴収してない場合は、提出する必要はありません。

また、その年に支払いが確定した退職金受給者に「退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）」を作成し、退職後1か月以内に本人に交付しなければなりません。

■ 7. 死亡退職

不幸にも、在職中に従業員が死亡した場合には死亡退職金を支払うこととなります。死亡退職金は、亡くなった被相続人に支給されるべきものであったものですが、退職金として所得税・住民税の源泉徴収は必要ありません。受け取った相続人等は、みなし相続財産として、相続税の申告の際に考慮することとなります。

これに対し、弔慰金は遺族に対する弔意の趣旨で会社から遺族に対して支払うお金です。これは、原則的に非課税で退職金とは異なります。本来、社会慣行上、被相続人の遺族が直接受け取るものだからです。

しかし弔慰金名目の金銭というだけで、そのように扱われるわけではなく、その実質によって判断されます。したがって、その実質が死亡退職金であれば、相続税の上でみなし相続財産となります。その判断基準として、死亡退職金として支給されたもの以外の金額のうち、弔慰金等に相当する金額とされるものについては下記の通りとされています。この金額を超える部分に相当する金額は、退職手当金等として相続税の対象となります。

(1) 被相続人の死亡が業務上の死亡であるとき	➡	被相続人の死亡当時の普通給与の3年分に相当する額
-------------------------	---	--------------------------

(2) 被相続人の死亡が業務上の死亡でないとき	➡	被相続人の死亡当時の普通給与の半年分に相当する額
-------------------------	---	--------------------------

死亡退職金の判断材料として、社内規程等もその一つとされますので整備しておくほうがよいでしょう。

■ 8. おわりに

中小企業の場合、退職金の支給額は会社によって全く異なっています。普段から、こういった形で、いくらくらい支払うか、その資金繰りも踏まえて考えておくとういでしょう。また、退職金は頻繁に発生するものではないため、源泉徴収漏れ等に十分注意してください。

【著者プロフィール】 滝沢 淳 (たきざわ あつし)

税理士法人グリュック 代表税理士

家族にまつわる法制度と租税法を研究し、論文「21世紀の家族と税制」で金賞受賞。

修了後、大手会計事務所に所属し個人事業から一部上場企業まで事業に関する税務を中心に仕事を手掛ける。

その後、別の大手会計事務所に移籍し、資産税業務を中心に相続・贈与はもちろん、組織再編、事業承継など難易度の高い税務に携わる。

現在まで銀行、証券会社、不動産会社、イベント等においてセミナーを数多く行う。

愛妻家。